

滋賀県

滋賀県告示第87号（平成24年2月29日公布）・・・平成24年4月1日施行

滋賀県告示183号（平成27年5月29日公布）・・・一部改正（適用除外項目）

滋賀県告示136号（平成28年3月16日公布）・・・一部改正（中間検査を行う期間項目）

備考

従前においては滋賀県内の特定行政庁ごとにさまざまな特定工程が指定されていましたが、滋賀県告示第349号（平成19年5月18日）交付を契機に滋賀県内の中間検査内容の統一、検査対象建築物、工程等の拡大等の改正がおこなわれました。
ただし、現在においても各特定行政庁ごとに告示にて特定工程を指定、運営していることから、詳細については各特定行政庁のHPをご確認願います。

対象建築物	構造		特定工程	特定工程後の工程
<p>中間検査を行う建築物の構造、用途または規模 建築しようとする部分が、次のいずれかに該当する建築物を対象とする。</p> <p>(1) 新設部分の延べ面積が50㎡を超える1戸建ての専用住宅および併用住宅</p> <p>(2) 主要構造部を木造とした建築物で地上の階数が3以上のもの（主要構造部の一部に木造以外の構造を併用する建築物を含む。）</p> <p>(3) 新設部分の延べ面積が50㎡を超える長屋住宅</p> <p>(4) 法別表第1（い）欄の（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300㎡を超えるものまたは3階以上の階をその用途に供するもの</p>	木造		土台、柱、はり及び筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物により接合する工事の工程（枠組壁工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。以下この表において同じ。）による場合にあつては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁または天井を設ける工事の工程（枠組壁工法による場合にあつては、枠組を覆う屋内側の壁または天井を設ける工事の工程）
	鉄骨造	地階を除く階数が1のもの	鉄骨の軸組を溶接し、またはボルト等により接合する工事（建て方）の工程	鉄骨の軸組の相互の溶接部分またはボルト等の接合部分を覆う工事の工程
		上記以外のもの	2階の床版の取り付けまたは床版の鉄筋を配置する工事の工程	壁の外装工事、内装工事および床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・補強コンクリートブロック造・組積造・プレキャスト鉄筋コンクリート造	基礎および地中梁に鉄筋を配置する工事の工程		特定工程時に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
		2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程		
混構造	主たる構造の工程に準ずる。		主たる構造の工程に準ずる。	

備考：

- 1 建築物の規模、敷地または周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあつては、その段階的に行う工程ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。
- 2 新設とは、新築、増築または改築によって居室、台所および便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいう。

適用の除外：

- (1) 第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の11第1項または法第68条の22第1項の規定に基づき認証を受けた者が製造する当該認証に係る型式部材等による建築物
- (3) 丸太組構法（平成14年国土交通省告示第411号に定める工法をいう。）による建築物
- (4) 移転する建築物